

平成 31 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、平成 31 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

平成 31 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

2 業務目的

高齢化の進展や人口減少など社会経済情勢が縮退局面を迎える中で、市民が質の高い充実した生活を送るためには、利便性の高い地域公共交通の確保が必要である。

本市においては、大型商業施設の開業や沼津駅周辺総合整備事業、岡宮北区画整理事業などにより都市構造の変化が見込まれることから、この変化に対応した目指すべき公共交通ネットワークの姿を明らかにし、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を示した「沼津市地域公共交通網形成計画」（以下「計画」という。）を策定するための支援を行うものである。

3 経緯・背景

本市では、平成 29 年度に公共交通の専門家を交えた「新たな公共交通の仕組み研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、本市の公共交通の課題を精査し、ICT の活用を始めとする誰もが使いやすい持続可能で効率的な公共交通ネットワークや新たな公共交通の仕組みについて研究及び検討を行った。

また、平成 30 年度は計画の策定に向けて、交通事業者や市民、有識者、関係行政機関などによる研究会を開催し、本市の公共交通の課題についてワークショップ形式により具体的な改善策の検討を進めると同時に、交通事業者との協議の場を構築してきた。加えて、生活利用と観光利用が混在する沼津駅－沼津港間における路線バスの利用形態等を調査・分析するとともに、グリーンスローモビリティの試験運行を実施し、既存バス路線の最適化や新たなモビリティの導入を含めた望ましい交通体系の検討を実施してきた。

4 業務内容

(1) 既存資料の整理

① 上位計画・関連計画の整理

第 4 次沼津市総合計画及び第 2 次沼津市都市計画マスタープラン等の上位計画により、本市の目指している将来都市像を整理するとともに、第 8 次高齢者保健福祉計画や沼津市地球温暖化対策実行計画等の関連計画における、公共交通の果たすべき役割についてまとめる。

また、第 3 回東駿河湾都市圏パーソントリップ調査・都市交通マスタープランや南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画及び東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画等についても把握し、広域計画における本市の機能や役割についてもまとめる。

② 関連業務委託成果の整理把握

「8 資料の貸与」にある既存資料により地域特性や公共交通の現状分析等の基礎デー

データを把握し計画策定のために活用するデータ等を整理するとともに、インターネット等で公表されている統計資料等の数値を用い、必要なデータについては最新版に更新する。

(2) 市民等の移動実態及び公共交通利用実態等調査

①市民等の移動実態等分析

市が別途発注（令和元年度 沼津市人口流動統計調査業務委託）により令和元年6月頃取得し貸与する「携帯電話の基地局を活用した人口流動統計（CSVファイル形式納品）」と過年度実施したアンケート調査結果等を分析することにより、市民及び観光客の移動動態やニーズを把握し、公共交通ネットワークとの連動性を確認する。

② 路線バスの利用実態調査

JR沼津駅を発車（沼津港系統を除く）する伊豆箱根バス(株)及び富士急シティバス(株)のバス路線507便（平日313便、休日194便）のOD調査を実施し、路線ごとにバス停及び区間毎の乗降数、時間帯別の乗降数、利用特性を調査する。また、(株)東海バスオレンジシャトルから提供される321便分（平日181便、休日140便）のOD調査結果を併せて使用し、乗車区間別の利用実態や時間帯別の利用実態を分析し、路線別の機能性・事業性等の評価を行う。

③ 公共交通利用者アンケート調査

沼津駅南口においてバス・タクシー利用者を対象に、公共交通の利用実態やあり方、待合環境や乗り継ぎ状況、公共交通の利用促進策などについてアンケート調査を実施する。サンプル数は傾向が把握できるために必要な数とし、調査方法と併せて協議により決定する。

(3) 各種会議の資料作成支援

以下の会議等の資料作成支援を行う。

① 「沼津市地域公共交通協議会」に関する業務

同会議は、計画（案）の策定に係る意見の集約及び合意形成のため、当該業務の着手以降、令和2年3月までに4回程度開催することを予定しており、これに係る以下の業務を行う。

- ・会議開催に係る資料の作成を行う。
- ・会議に出席し、必要に応じて資料の説明等を行う。
- ・会議終了後遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、事務局に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。

② 「沼津市地域公共交通協議会部会」に関する業務

同会議は、上記①の下部組織にあたり、主に交通事業者間での調整または意見交換等を行うために開催するもので、令和2年3月までに6回程度を予定しており、以下の業務を行う。

- ・会議開催に係る資料の作成を行う。
- ・会議に出席し、必要に応じて資料の説明等を行う。
- ・会議終了後遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、事務局

に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。

③ 「住民説明会」に関する業務

住民説明会は、6地区各2回の開催を予定し、1回目は意見聴取としての開催、2回目を計画(案)の報告の場として開催を予定しており、これに係る以下の業務を行う。

- ・説明会開催に係る資料の作成を行う。

(4) 計画(案)の作成支援

上記(1)~(3)の内容を踏まえつつ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定された事項を取りまとめ計画(案)の作成を支援する。

なお、支援にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に示されている以下4点については十分留意すること。

- ・まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ・地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ・地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ・市民の協力を含む関係者の連携

① 基本方針の作成支援

上記(1)を体系的に整理しとりまとめ、本市の公共交通が持続可能なものとなり各地域の発展やまちづくりに寄与することを目指した基本方針の作成を支援する。

② 計画目標の作成支援

上記(1)~(2)の調査結果等を分析しまとめ、①で作成した基本方針に則した計画目標と数値目標の作成を支援する。

③ 計画目標達成のための実施事業作成支援

計画目標を達成するための実施事業について、他都市の優良事業等を提案し交通事業者等と協議を行う資料作成を行うとともに、各実施事業について最適なスケジュール(案)を作成する。

④ 計画(案)の作成

既存資料の整理、市民等の移動実態及び公共交通利用実態等調査の分析結果、上記(3)の会議での意見等を踏まえつつ、①~③を取りまとめた計画(案)を作成する。また、要点を取りまとめた概要版も作成する。

5 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、調査分析結果報告、基本方針の作成及び各種会議前など要所において打合せ協議を実施するものとする。

6 報告書作成業務

受託者は、本業務の完了を称する成果品として、業務の経過や検討結果をまとめた報告書を以下のとおり委託者まで提出すること。

(1)業務報告書(本業務にて入手した資料、議事録を含む)

A4版(ファイリングして提出) 3部

(2)上記に係る電子データ(CD-R等) 2部

※電子データはMicrosoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

8 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

- ①平成 27 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
- ②平成 27 年度 沼津市立地適正化計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
- ③平成 29 年度 新たな公共交通の仕組み検討支援業務委託報告書
- ④平成 30 年度 沼津市地域公共交通網形成に向けた沼津駅 - 沼津港間における公共交通検討業務委託
- ⑤平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託
- ⑥平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託

9 関連業務、関連計画

本業務のほかに下記の業務委託を別途発注しており、本業務と密接に関係していることから受託者同士は、連携を図り業務を実施すること。

- 令和 元 年度 沼津市人口流動統計調査業務委託
- 平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託

10 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例条例 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。